

第2章 災害事象ごとの行動マニュアル編

第1節 火災発生時の避難対策

～知らせることが最大の減災につながる～


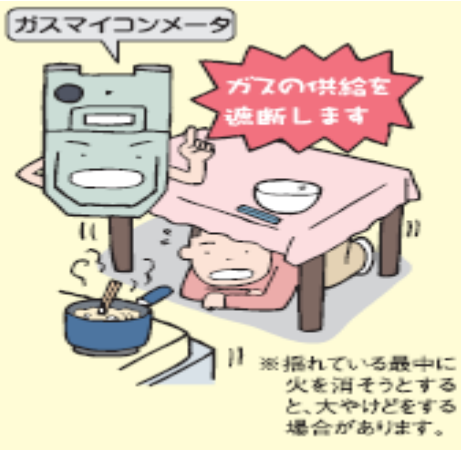
1 計画の目的

火災は人災です。平常時から火災が起こらないように、予防の取組みについて淀川消防署と連携し、情報を発信していきます。

火災が発生した場合には、慌てて逃げ遅れる等の二次災害が起こらないように、火災発生時の行動について周知します。また淀川消防署と協力し、各地域で消火・救急・救護等の消防実技訓練を継続して実施します。

火災による被災者が避難所生活を送らなければならなくなった場合、地域・学校等と連携し、被災者の生活を支援する体制を整備します。

2 平常時の取組み

区民の平常時の取組み（自助・共助）	区役所の平常時の取組み（公助）
<p>1 火災予防の取組み 建物内外のチェックを定期的に行うなど、火災が発生しにくい環境づくりに努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 消火器のある場所の確認<input type="checkbox"/> 火災警報器の設置<input type="checkbox"/> 通報手順の確認<input type="checkbox"/> 避難経路の確認<input type="checkbox"/> 避難場所（一時、広域）の確認<input type="checkbox"/> 消防実技訓練への参加<input type="checkbox"/> 家のまわりに燃えやすいものを置かない<input type="checkbox"/> 風の強い時にたき火をしない<input type="checkbox"/> ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す<input type="checkbox"/> 寝る前に必ず火元を確かめる<input type="checkbox"/> 寝たばこをしない<input type="checkbox"/> ストープはカーテンなど燃えやすいものの近くに置かない<input type="checkbox"/> 電気器具は正しく使い、たこ足配線はしない 	<p>1 消防実技訓練の実施 淀川消防署と連携し、各地域で消火・救護等の消防実技訓練を行います。</p> <p>2 火災予防や火災発生時の行動マニュアルの周知 火災の予防方法の周知を継続的に実施します。また火災発生時の行動マニュアルを策定し、区民の皆さんに周知します。</p> <p>3 被災者受け入れ体制の整備 被災者が生活の場所をなくした場合に、避難所を開設するなど、被災者の生活を支援する体制を地域・学校等と協議し整備します。</p> 

2 消火のコツを知っておく

もし火災が発生してしまった時に備えて、消火器がなかった場合の火元別の消火方法を覚えておきます。

- 油なべ…水をかけるのは厳禁。濡らした大きめのタオルやシーツを手前からかけ、空気を遮断して消火。
- 石油ストーブ…真上から一気に水をかけて消火。（斜めにかけてると石油が飛散し危険）
- 電気製品…感電に注意。水をかける前にコードをコンセントから抜いて消火。
- カーテン・ふすま…天井から遠ざけてから消火。



3 災害時の行動（災害応急対策活動）

区民の災害応急対策活動（自助・共助）

1 早く知らせる

火事を見つけたら、周りにいる人に知らせ、消防署に通報します。



- 知らせる「火事だー」（周りにも協力を求めること）
- 安全な場所に移動し通報する→119番→火事です→淀川区〇〇町〇丁目〇番〇号です→〇〇が燃えています→私は〇〇です。電話番号は〇〇です。
- 火事の状況やケガ・病人がいる場合は、落ち着いて状況を伝えること。

区役所の災害応急対策活動（公助）

1 火災情報の収集

淀川消防署より火災発生連絡。
（休日・夜間の場合は区役所宿直から市民協働課に連絡）
地域の方（町会）と情報を共有します。

2 指揮・連絡体制の構築

火災発生連絡を受けて、大阪市小災害対策基本要領に基づき応急的に必要な救助等を行います。

3 火災現場で被害状況の確認

火災の状況や被災された方の状況を確認します。日用品と毛布の支援や避難所（地域集会所・学校等）を開設するかの判断を行います。

4 被害状況の確認

鎮火後に改めて被災状況の確認を行います。

- 被災世帯（世帯主および世帯人数）
- 避難状況（避難世帯・避難人員・連絡先等）
- 家屋の被害状況（全焼・半焼・水損等）
- 死亡、負傷者等の人的被害の状況
- 被災建物等の写真撮影

2 早く消火する

- 近くに消火器がある場合は、消火器で消火。
- 消火器が無い場合は、火元別消火方法で消火。

※天井まで火が上ったら、自力での消火は困難なため、すぐに避難する。



3 早く逃げる

煙を吸い込まないように、濡らしたハンカチなどを口元にあて姿勢を低くして建物の外へ避難します。

大規模な火災になりそうな場合は、一時避難場所（公園等）・広域避難場所（淀川河川敷・新大阪駅北側）へ避難します。

- ハンカチなどを口元にあて姿勢を低く避難
- まわりの人にも知らせながら避難

5 被災者の支援

小災害見舞金等の支給など、被災された方が利用できる制度について支援します。

第2節 風水害発生時の避難対策

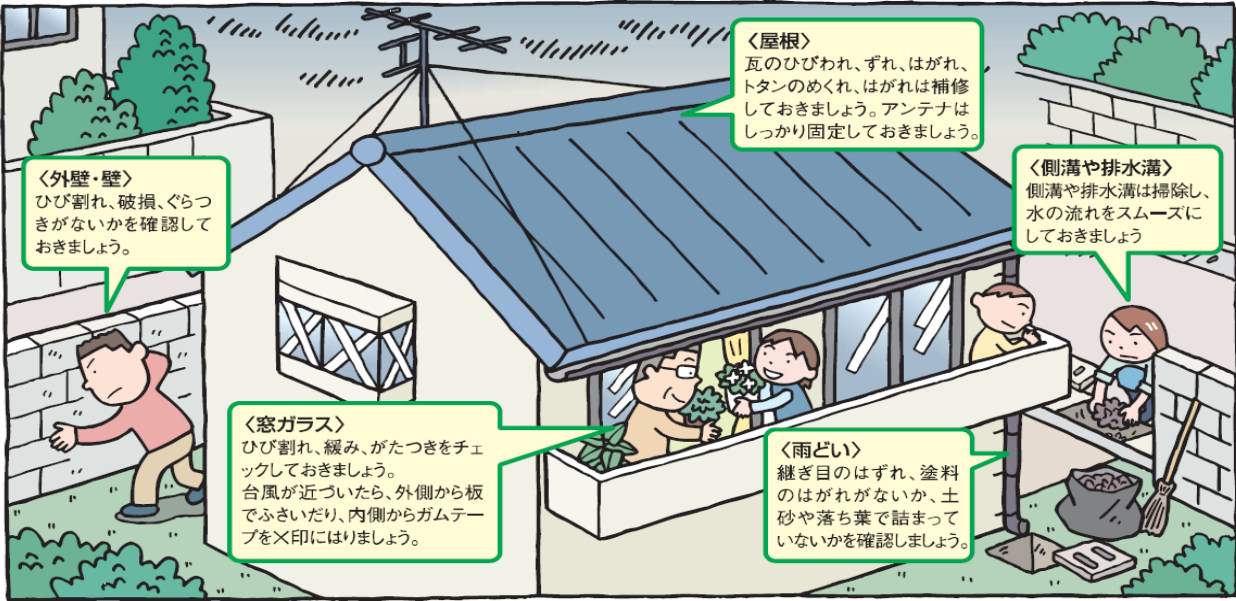
～事前に情報を収集し早めの準備で備える～

1 計画の目的

淀川区内では、淀川・神崎川の「河川氾濫」、台風・集中豪雨による「内水氾濫」、地震による「津波災害」の3種類の水害が発生すると想定されています。とくに最近では集中豪雨による、浸水被害が身近で深刻な問題となっています。


備えることが最大の減災につながることから、平常時から気象情報に注意し事前の備えを行います。平常時からの啓発活動や、区内関係機関と連携し、災害発生時の迅速な情報発信を行います。

2 平常時の取組み

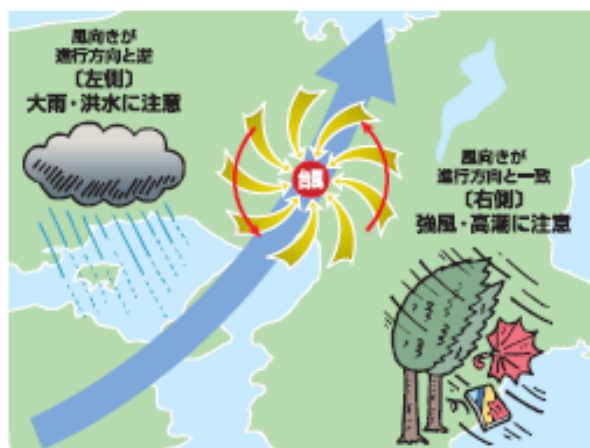
区民の平常時の取組み（自助・共助）	区役所の平常時の取組み（公助）
<p>1 気象情報に注意する 風水害はその襲来を予測できる事がほとんどです。気象情報に注意しましょう。</p> <p><input type="checkbox"/> 1日に1回は気象情報を確認</p> <p>2 建物周辺の確認 台風・竜巻など風が強い場合、建物の中に避難していても、飛んでくるものに注意が必要です。建物の周辺の確認（下図）を定期的に行います。</p>	<p>1 気象情報の収集 気象情報等をいつでも収集できるよう、緊急情報システム・大阪市防災情報システム等を用いて、連絡体制を整備します。</p> <p>2 風水害への備えや避難勧告等の制度周知 風水害への備えや注意点について、継続的に啓発していきます。 避難勧告・避難指示等の制度内容を周知します。また、避難勧告等の周知方法について整備します。</p>
	
<p><input type="checkbox"/> バランダ・庭のかたづけ</p> <p><input type="checkbox"/> 外壁・壁のひび割れ・破損等の確認</p> <p><input type="checkbox"/> 窓ガラスのひび割れ・がたつき等の確認</p> <p><input type="checkbox"/> 雨どいのつまり等の確認</p> <p><input type="checkbox"/> 側溝や排水溝の掃除</p>	<p>3 警報情報等の発信 警報情報等、知ること減災につながる情報を発信します。</p> <p>4 関係機関との連携 十三工営所・淀川消防署・淀川警察署・大阪市危機管理室と災害時の連絡体制について整備します。</p>

<p>3 避難所・避難経路の確認</p> <p>淀川・神崎川の氾濫や、集中豪雨による床上浸水などの危険がある場合は、頑丈な3階以上の高い建物に避難します。</p> <p><input type="checkbox"/> 避難する場所・経路を決めておく。</p>	<p>5 海拔の表示</p> <p>区内の掲示板や公共施設・民間施設等に現在地の海拔を表示します。</p>
---	--

3 災害時の行動（災害応急対策活動）

区民の災害応急対策活動（自助・共助）	区役所の災害応急対策活動（公助）
<p>1 気象情報等の収集</p> <p>随時、気象情報・避難勧告等の情報を収集し、避難準備をします。</p> <p><input type="checkbox"/> テレビ、ラジオ、携帯電話、パソコンなどから情報収集</p> <p><input type="checkbox"/> 非常持ち出し品を準備</p> <p><input type="checkbox"/> 冠水・浸水の被害場所を区本部等へ通報 *電話（6308-9734）・FAX（6885-0535）</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>2 むやみに外出しない</p> <p>不要な外出は控えるようにし、少しでも危険を感じる場所には近づかないようにします。</p> <p>※ 風が強いときの注意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 路上にいるときは、瓦や看板が飛んできたり街路樹などが倒れたりします。無理して歩かず近くの頑丈な建物に避難。 ● 屋内にいるときは、風圧や飛んでくるもので窓ガラスが割れる危険があります。風が強いうちは窓に近づかない。 ● 川辺にいるときは、川への転落や高波に巻き込まれる危険があります。速やかに川辺から遠くへ避難。 <p>※ 大雨のとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 川辺にいるときは、急な増水の危険があります。速やかに川辺から遠くへ避難。 	<p>1 気象情報等の収集</p> <p>大阪市防災情報システムにより、大阪市危機管理室が取得した情報を受信します。</p> <p>気象庁が発表する注意報・警報等の情報を緊急通報システムにより、庁内パソコン・職員の携帯電話アドレスに配信します。</p> <p>2 指揮・連絡体制の構築</p> <p>大雨・洪水警報発表により、区役所内に情報連絡体制を整備します。</p> <p>勤務時間外においては、大雨・洪水警報発表により、職員が自動参集し、情報連絡体制を整備します。</p> <p>また、災害による被害が発生する恐れがある場合は、淀川区災害対策警戒本部を設置します。</p> <p>3 区内の被害状況の確認</p> <p>十三工営所・淀川消防署・淀川警察署・大阪市危機管理室と連携し、情報を共有します。</p> <p>4 区内の被害状況の発信</p> <p>集めた情報は、区ホームページ・ツイッター・フェイスブック等を通じて早期に発信します。</p>

- 路上にいるときは、浸水してきたら、頑丈な建物の3階以上へ階段で避難。
- 車を運転しているときは、視界が悪く、ハンドル操作やブレーキがきかなくなる危険があります。路上が浸水してきたら、できるだけ早く車を降りてなるべく高所へ避難する。
- 局地的豪雨の時には、地下室や地下街へ立ち入らない。また地下室や地下街にいる時は3階以上の高所へ避難する。




第3節 雷発生時の避難対策

～正しい知識がいのちを守る～

1 計画の目的

大阪市内でも落雷による人身事故や停電がおこる被害が発生しています。
一人ひとりが雷についての正しい知識を身につけることで、自身のいのちを守ります。

2 平常時の取組み

区民の平常時の取組み（自助・共助）	区役所の平常時の取組み（公助）
<p>1 雷を知る 雷の性質を覚えておきましょう。</p> <ul style="list-style-type: none">□ 大気が不安定なときに、局地的上昇気流によって、雷雲（積乱雲）が発生する。□ 積乱雲がもくもくと成長するのが見えたら、数分後にも落雷の危険がある。□ 「ゴロゴロ」と雷鳴がかすかにでも聞こえ始めたら、そこに落雷する危険がある。□ 雷は雨が降る前に発生し、落雷する。□ 落雷の危険は、雷雲が消滅するまで続く。 <p>2 気象情報に注意する 雷は狭い範囲での短時間の気象現象なので、十分な予測は難しい。屋外レジャーや屋外作業の前には、気象情報、とくに雷注意報などをチェックし、雷の発生しやすい気象状況なのか確認しておきましょう。</p> <ul style="list-style-type: none">□ 1日に1回は気象情報を確認	<p>1 注意報などの気象情報を発信する 平常時から、気象情報を収集し、ツイッター等を通じて早期に発信できる体制を確立します。</p> <p>2 雷への対策を周知する 知ることで助かるいのちがあることから、雷への対策について、区ホームページ・ツイッター・フェイスブックや防災出前講座・防災訓練を通じて、積極的に周知・啓発を行います。</p> <div data-bbox="810 929 1264 1267" data-label="Image"></div>

3 災害時の行動（災害応急対策活動）

区民の災害応急対策活動（自助・共助）	区役所の災害応急対策活動（公助）
<p>1 「ゴロゴロ」と雷鳴がかすかに聞こえた！ 気がつけば空が真っ暗になっている！ そのときには逃げ遅れている可能性が高い。 すぐに避難する。</p> <ul style="list-style-type: none">□ すみやかに少しでも安全な場所に避難する□ 避難するときは樹木や電柱等に近づかない□ 雨が降っても、傘はささない（頭より高くに持ち上げない）□ 低い姿勢をとるときは、寝そべらず、両足の間隔を狭くしてしゃがみ、指で両耳をふさぐ	<p>1 雷注意報発表 雷への警戒を呼び掛けるためツイッターで注意報情報を発信します。また、雷は大雨につながりやすいため、その後の警戒体制への準備をおこないます。</p> <p>2 区内の被害状況の確認 区内関係機関の連絡体制を活用し、被害情報を収集し共有します。</p>

※ 十分に安全な場所

- 鉄筋コンクリート建築物、戸建住宅等の本格的な木造建築物
- 屋根が金属でできている自動車・バス・電車・飛行機の中（ただし、車体・ハンドル・電装機器には触らないこと）

※ 比較的安全な場所

- 高さ5～30mの物体（樹木・建物・ポール・電線・電柱等）の保護範囲
物体から4m以上離れる。張り出している葉や小枝からも必ず4m以上離れる。物体のてっぺんを見上げる角度（仰角）が45度以上の位置で姿勢を低くする。



- 高さ30m以上の物体（高層建築物・煙突等）の保護範囲
物体から4m以上離れる。仰角に関係なく30m以内の位置で姿勢を低くする。
- 橋の下
姿勢を低くする。（ただし、河川の増水や雨水の流入でおぼれない確信がある場所に限り）

※ 危険な場所

- 高さ5m未満の物体の周囲
- 高さ5～30mの物体の保護範囲外
- 高さ30m以上の物体の保護範囲外
- 林や森の中
- テントの中、ビーチパラソルの下
- 屋根が金属以外で出来ている自動車等
- 自転車・バイク
- 開けたところ（河川敷・田畑・山頂・海岸等）
- 避雷針設備のない山小屋・トタン屋根の仮小屋等（とくに柱や壁に近いところ）

※ 周囲への落雷が激しくどこへも逃げる事ができないときは、指で両耳をふさぎ、その場で両足を揃えてしゃがむ。



2 避難の解除

雷鳴が聞こえなくなり、雷光が見えなくなつて20分以上経過してから移動を開始する。

3 被害者の救助

落雷の被害者は電気をためていないので、救護者が手を触れても感電することはありません。

- 脈拍と呼吸を調べる
- まわりの人に助けを求める
- 119番通報とAEDを手配する
- 脈拍と呼吸が止まっている場合は、心肺蘇生法（胸骨圧迫と人工呼吸を交互に繰り返す）を実施する
- 脈拍と呼吸があっても意識を失っている場合は、気道を確保したうえで、救急車の到着を待つ
- 身体にやけどを見つけた場合は、水で冷やす方がよい